

上井覚兼日記の人称接尾語等について

白石 一美

(宮崎大学教育文化学部)

1. 序

上井覚兼は、天文 14 (1545) 年、大隅国上井村に生まれ、29 歳で島津義久の奏者即ち情報伝奏役となり、32 歳頃、島津家の老中職に就き、天正 8 (1580) 年 8 月 11 日、義久より日向宮崎の地頭を命ぜられて宮崎城に移った豊臣時代の武将である*1。

その日記には多くの人々が登場するが、時移り所離れた我々には日記に現れる人間関係の把握が困難である。場所・時代・環境・文化を知る手がかりの一つとして覚兼が人々をどう処遇しているか。それを日記に現れる人称および接頭接尾語に注目して実態調査してみたい。なお、日記の引用は天正〔年.月.日〕表示、刊本の傍註は【 】表示とする。

2. 待遇を記載する基本型 接尾語化した「殿」

○……・佐多殿・顔姪殿・喜入殿・大野殿・吉利殿・伊集院右衛門大夫殿・平田左馬助殿・入来院殿・東郷殿・……・新納〈にいろ〉武蔵守〈忠元〉殿・比志嶋殿 [4.8.28]
人と呼ぶに姓や官途に「殿」を接尾する。これが日記の地の文における基本形式である。人名列挙には「殿」などの省略や姓・官途の短縮〈にいろ→新武〉省略も多い。

3. 主君島津義久に対する待遇表現 大守(薩摩・大隅・日向三州大守)

実名表記を日記中に避ける傾向があり、代名の詞として貴殿・貴殿様などを以て記す。最も多い例は大守様、約百数十例あって他を圧倒する。朝鮮国の申淑舟 (1417 — 75) の著『海東諸国紀』*2 に「書称薩摩三州大守島津源忠国」・「日隅薩三州大守島津」・「総治薩摩日向大隅三州事」とあり、大守はかかる呼称の継承と思う。逆に僅少なる用例として「屋形・中納言」がある。屋形の名義を『条々聞書貞丈抄』*3 にこう記す。

○屋形と云るゝとは、斯波、細川、畠山此三職の衆、山名右衛門督、一色修理大夫、細川讃岐守、畠山修理大夫、此四殿衆は云に及ばず、屋形号を御免ありて其人の事をさして屋形とよぶ也、其外其時々の宿老七人に屋形号御免ありしと貞衡の説也、対馬宗氏の『対州編年畧』*4 によって語義を帰納するに次の 4 分類が考えられる。

- 1 称号としての屋形・「……先是応永年中雖賜屋形号于宗家」(1518.1.21・刊本 190 頁)
- 2 人間としての屋形・「屋形去京都帰対馬」(特定個人 永正十五 1518 年・同 194 頁)
- 3 建物としての屋形・「至是令移屋形於池地 (=今屋敷)」(大永六 1526 年・同 196 頁)
- 4 家督としての屋形・「将盛君統家督為屋形」(家督を継ぐ=職を継ぐ 同上)

参考・「盛順君統家督為地頭」(永正二 1505 年・同 187 頁)

このうち、上井覚兼日記には次の如く 2 人間と 3 建物の例がある。

- 2 (会議) 主居ハ御屋形さま、御次喜入摂州、其次平田濃州、客居ハ上使、[2.9.6]
- 2 明日 御屋形さま懸御目、御退出候へと、内衆にて被仰候、[2.9.27]

2 書状も披見候、奉対 御屋形様ニ、無二之御奉公之由也、[10.12.3]

次の屋形は「建物」と判断される。足利義昭の上使を迎える場所である。

3 出仕如常、上使（柳澤元政）来十八日屋形へ招請被成、御内書等請取 [13.2.14]

3 此日、於殿中上使柳澤殿御寄合之由也、御請も屋形にて御渡有へき由兼定候、[4.29]

その他、豊臣秀吉の島津征伐記『九州御動座記』*5 に「壱岐国ノ屋形」・「対馬の屋形（2例）」があり、南九州（薩隅日）の領地分割を記した中に屋形が1例ある。

日向ノ中に而又一郡伊藤屋形（伊藤＝伊東祐兵）に被下候、（88頁）

『条々聞書貞丈抄』の三管四職・宿老期以降、屋形号は遠方に及んだか。『対州編年畧』に「柳營（將軍の唐名）義尹公賜源姓并諱字及屋形号于盛順君」[1510.1.21・189頁]と足利將軍によって屋形号授与がなされている。

將軍に加え、更に朝廷の権限かと思われる語として中納言公 [2.10.12] 1例があるが、これは公的に有効に機能せず、秀吉は「嶋津修理大夫」*5 とする。義久の官途は「正五位下、修理大夫、従四位下、法印」*6 である。正規には一位二位が大臣級、中納言の官は従三位ゆえ疑問が残る（売買の官か品下りか未詳・公的文獻日向伊東三位入道義祐）。

4. 「殿」につける接頭語・接尾語および類例

屋形の本義は建物にして、義久の人称代名詞としての代替・転用である。次の「殿」及びその変化形は核となる語に「貴」や「様」を接頭接尾して待遇を重くする方法である。

① 殿 [3.3.25 犬C]（「殿」一語で直ちに「殿」が誰を指すのか指定し難い）

② 殿様 [2.10.27・29] →御座之衆 殿様・金吾様・左馬頭殿・…… [10.27]

③ 貴殿 [2.10.27] →御狩にて候、貴殿猪・鹿二被遊候、

④ 貴殿様 [2.8.25 外 13 例]、→閏霜月一日、貴殿様永吉へ御光儀被成候、[2 閏 11.1]

⑤ 上 [13.閏 8.21]（殿に準じるが、上下関係に基づく用法 前は前後方向）

⑥ 上様 [11.3.4 外] →又 上様之御心ニも浮ひ候事もましまさず候、[14.9.6]

⑦ 御上様 [2.12.19・14.8.29] →被申候へハ、御上様御驚事之由候間、[14.8.29]

⑧ 御前（約 20 例見出す）応用形として御前様も考えられる。なお、御前の関連論文として近藤政美「平家物語平家正節本における「御前」の読み方について」*7 がある。

★殿の弱点、一語単独で特定個人を指し難い。後掲の犬追物文書 A にも「殿」とあり、覚兼はその右下に「義久様」云々と小書きする。小書は補強であり、解のための註である。殿様も殿同様、島津圏内では一語で義久と判るが、弱い。新規に近衛殿様 [14.3.18]・又一郎殿様 [13.5.17] が現れると限定修飾措置が必要となり、義久の代名詞的性格は弱い。実名を避けつつ特定指向するが、限界があり、時間空間・世界認識に関わらぬと思う。

★実名を記載する例 A 日記冊子巻頭、年月日の記載が荘重であり、注意される。

A 天正四年丙子仲秋十有六日、丙子、日州高原【西諸郡、伊東義祐領】爲御着陳之、
義久様鹿兒嶋を御打立被成、此夜帖佐餅田へ御宿也、[4.8.16]

B（書状案の写し）正月十一日 義久 御判 / 細川兵部入道殿 [14.1.23]

C 進筑へ私之返書案文、…中略…（京都近衛家）弥御繁栄之基候哉、義久別而馳走
可被申之旨雖被仰下候、…… / 六月九日 覚兼判 / 進藤筑後守殿 [14.6.9]

C は近衛家の事務官進藤長治宛て書状案文、義久の代理としての表現と思われる。

以上の外、①「御当代」・②「守護」・③「賢大守」・④「島津殿」が日記中に僅かに見

える。その多くは日向伊東・九州中北部・京阪など他国がらみの例である。

- ① (琉球の非礼) 又 御当代【義久】之御祝言も (琉球) 無沙汰候、[3.4.1]
- ② (日向伊東義祐とのトラブル) 従爰者守護へ御奉公肝付申候ハ、敵方ニ [3.12.27]
- ③ (福昌寺僧侶の偈) 為于 賢太守当病平癒而時正七日参籠 [11.2.10 病・小字書き]
- ④ (秋月種実、豊後大友義統征伐を義久に勧む) 大友殿御退治肝要候、左候て嶋津殿を九州之守護と可奉仰候、[11.9.27]
- ⑤ (島津の九州制圧は間近と諸国に風聞、大友義統・龍造寺、秀吉に救援を頼う) 兎角九州之事ハ、嶋津殿御進退程有間敷之由、諸国申散之儀共也、[12.7.28]
- ⑥ (秀吉の九州統治案) 其趣、過半九州嶋津殿【義久】進退之由聞得候間、肥後半国・豊前半国・筑後半国、是を大友【義統】殿へ被去渡候へ、又肥前一国を毛利【輝元】殿へ、筑前ハ京都【秀吉】より知行可有候、…、此返事、来七月より内に [14.5.22]

5. 島津義久の人称語等より派生する諸問題

「御姫」[13.6.5・14.1.13]なる語がある。旅する能狂言師の家族を御姫と記す。進展させれば御姫様、即ち「御○○様」形式である。様を接尾すれば待遇が重くなると想像されるが、高貴の女性に「姫」を用いた例は無く、かく接頭接尾される人物は男女を問わず用例が極限される。御のみにとどめ、以て愛称風に待遇した例と思う。様は重要である。

(京都より佐土原經由 於宮崎城) 松右衛門父子へ百疋宛遣候、同心衆四人ニ百疋つゝ遣候、御姫へ織筋一遣候也、御姫も父子来候、彼むすめへかたひら遣候也、[13.6.5]

「御」を接頭する別の例、豊臣秀吉の世話で足利義昭が近く入洛見込み、「然者、従爰元御馳走之儀弥頼之由也、先〃年内春日之御局被指登之由也、」[12.2.14]と経済援助方を頼む書状がある。建物内部の一区画「局」に御を接頭する。更に様の接尾があれば、その人と特定可能の域に入るか？ 奥野高広『足利義昭』(吉川弘文館・人物叢書)に拠れば春日局は義昭の「側室」・「高級の侍女」の由(同書第10・11章)。

6. 義久の配偶者ほか

- ① (御祝物の贈与) 御料様御兩人(母娘か、料か→第20節、含側室か)へ 薄板二・御扇一本ツゝ也、いつれも両金也、御対之屋へ薄板一・扇一本也、 [3.12.7 漢数字と「本」小書き]
- ② 於 奥之御座忠平へ御寄合也、……、御料様忠平へ御指出御見参被成、[11.3.13]
- ③ 中書公奥へ御参之時分拙者も可参之由候間、御供申 …… 御料様御指出也、…… 一之大へ御酌申、女子衆皆〃へ酌申候、此後一之大中書へ御酌御申候、[12.1.12]
- ④ 二日、出仕如常、御料様へ御酒進上申候、奥へ被召候て御見参被成候、[13.2.2]
- ⑤ (漢字書き文芸をかな書にしてと) 御料様より被仰候 [料は米偏に斤 13.2.26]
- ⑥ ……出仕申候、御料様へ御祝言、…… 奥へ被召寄、御見参被成、… [14.1.10]

以上、義久室の記載は「御○○様」形式で一定。人間(御○○様)と場所(奥)を区別して記載すると判断される。「一之大」は「一の対」、原義は主殿の東の建物(転じて其居住者)、具体的には『三内口決』*8「対ノ屋二」の項に「東ヲ号一对。西ヲ号二対。主殿之北方東西行ニ如鳥翼作之。対ト云ハ主殿ニ対スル儀也。武士之家ニ称奥屋。是故実也。堂上之諸家ハ号対也。」とあり、武家は「奥屋」、「対」は堂上貴族に由来する称の如くで

ある。「彼人（志賀道益）頃（豊後大友）義統被召仕候一之対を盗取、」[14.2.16]と、召使われ候女性ゆえ非正室と判断される例が別にある。①御対之屋・③一之大は妾室かと思う。「様」無く「御」は不安定である。

7. 「御〇〇様」の変化形としての「御〇〇殿」について

A 御頭殿 [12.5.26-27-29・12.6.7-6.16・13.6.8] 及び変化形として

B 御頭役 [12.6.28 頭役 13.12.5]・B居頭役 7例 [12.7.13 ほか]・B 御頭懸 [12.5.2]

これらは鹿児島諏訪神社祭礼の A 当該神事被指定者・B 祭礼世話役である。さらなる類語に御頭前（土地の代表者か）[11.7.5, 7.10] もあるが、A より 1 例を次にあげる。

A 当年当所御頭殿之儀、左忠棟之次男、右村田雅楽助息たるへき由定候也、[12.6.16]

次に表意漢字「帰」の有する動詞性ゆえ誤読誤解は少ないが別の御〇〇殿の例がある。

廿一日、御留守之間、出仕不申候、…… 菱刈辺ニ 御両殿【義久・義弘】（→第 9 節後述）御出合被成、御談合肝要之由也、…… 御帰殿次第、…… [14.2.21]

通常、動詞で表現する処、帰に接頭接尾の待遇をなして名詞化、以て貴紳の行動を示す。

8. 島津四兄弟 A 義久・B 義弘・C 歳久・D 家久

第十六代当主義久は天文二 1533 年生、二歳間隔で次弟義弘・三弟歳久と続き、四弟家久は間隔が開く。天文十四年生まれの上井覚兼は義弘よりも一回り若く、家久は覚兼よりも二歳程度若い。総じて実名を避ける傾向があり、多くは官途や官途の【唐名】で表現される。即ち B 兵庫頭【武庫】・C 左衛門督【金吾】・D 中務大輔【中書】の如くである。弟たちに目立つのは唐名の使用であるが、以下、歳久の全用例を次にかかげる（月日省略）。金吾様 17 例（内訳 天正 2 年⑤例 3⑥ 11⑥）談合衆兵庫頭殿・金吾様を始 [11.3.21] 金吾公 19 例（10② 11⑥ 12⑧ 14③）其衆、金吾公・中書公・川上上州・[14.8.21] 金吾 18 例（4① 10① 11② 12⑦ 13① 14⑥）忠平公・金吾・寄合中、[12.3.23] 御兄弟衆 2 例（12.9.29 14.8.21）武庫様御滞在、又ハ御兄弟衆、其已下吾ヲ逗留 [14.8.21] 実名表記 4 例（年久様 [2.11.20] 年久 [4.8.28] 歳久公 [11.1.1] 歳久 [11.1.6]）左衛門督殿 6 例（[3.4.23 4.8.20 10.12.13 11.1.6 11.3.26 12.12.6]）

別に天正三年に催された犬追物の文書写しが四通（A [3.15] B [3.16] C [3.25] D [4.21]）あり、A「嶋津左衛門督」、姓の右脇に「三番めの御舎弟」、督の下に「歳久」、（B 登場せず）C 督の下に「歳久」とそれぞれ小書き註記がある（D 全て無註記）。

以上が全例である。様待遇は 2 年 3 年には多いが 12 年以後絶える。その間 10 年以降、公が現れる。概して下降気味の待遇の観があるが僅々例による結論は早計である。

9. 島津義弘とその子息たち 守護代（名代）就職と子息の元服

日記中に義弘の登場は多い。要点を二つ記す。兄の義久に息女あり息男無し。島津家の継承上、女子を立て得ない模様で不都合がある。日記はその辺りの事情を間接的に語る。

義久は弟の義弘を守護代の職に就かせて（のち義久息女と義弘子息は結婚）、その守護代就職に時を同じくして子息たちの元服式が挙行されている。（下記 ABC 参照）

A 従曾井（曾井は宮崎市內）比志嶋殿使預候、頃（このころ）忠棟より内状到来候、武庫様守護代ニ御定之由也、（御祝いどうするか）尋之由承候也、返答、此儀去春参

上之刻被仰聞、…、目出候、 武庫様御子息様頃御元服之由候間、真幸へ [13.4.19]
 B (長男) 御名又一郎と申由也、御次男御元服者、…御名又八郎と申由也、[13.4.25]
 C ……飯野へ参着候、…… 御曹子御兄弟御指出被成、 又一郎殿様へ御太刀・二百疋進上申候、又八郎殿へ太刀・百疋進覽申候、[13.5.17 別に 13.12.24 条参照]
 D 大守様御名代ニ御定被成候、連々弟 (上井秀秋・義弘家老) にて候者上置申、別而武庫様御事ハ大守様と無二ニ奉頼候、(弟同様宜しく、追って誓紙を捧げ) [13.5.18]
 家督相続の実際よりも呼称が先行しており、又一郎と又八郎の待遇差から覚兼は又一郎を島津家の近未来の当主と見通した模様である。『征韓録』*9 に拠れば、後、文禄の役に又一郎は朝鮮巨濟島において戦病死 (1593.9.8, 島津久保 21 歳)、又八郎が島津第 18 代当主となったので、よみは外れたが、現時点の覚兼の心裏を窺うことは可能である。

いま一つの要点は兄同等の義弘の待遇の上昇である。就職以後、日記中に「御両殿様」[14.9.5] とか御両殿という語が散見するようになる。平家物語巻 8 名虎に「天に二つの日なし、国に二人の王なし」と語るが、前掲 D は一国に義久義弘二君を立てる事態に従った表現かと思われる。用語として異常であるが、反面、その特異性から誰々と識別容易である。なお日記の外、都城市関係の『庄内陣記』*9 所収「忠恒公 (又八郎) 御誓詞」に「龍伯 (義久) 様 武庫様御事、…、御両殿様より…」[1595.1.22] とあり、歳久未亡人による (文禄二年菊月日) 島津義弘宛書状*10 にも「御両殿」なる語が見える。

10. 佐土原島津家久とその長男

家久の官途は中務大輔であるが唐名【中書】表記が多い (含「公・様」接尾)。次の D の如き実名記載例は僅かであり、接尾語抜きは人名列挙の条に現れることがある。

家久の子息は三人居る模様であるが、日記では兄二人を専らとする。兄豊久について
 A 佐土原へ …… 中書公御留守にて候、御児様 (14 歳位) 御指出之由也、[11.4.11]
 B (於佐土原 貴久十三回忌追善能興行) 付而ハ、御曹子鞆被遊候する哉、[11.6.18]
 廿三日、佐土原於大中寺、…、中書御子息御兄弟、能させられ候、鞆・[11.6.23]
 C 去十四日、中書公御息御元服被成候、種々御祝言共之由、是も御使物語也 [12.4.21]
 D 家久御父子 [12.8.15]・中書公御父子 [12.8.15・13.8.24]・

又七殿 [12.8.15 ②・13.4.6・13.4.17 ②・13.8.24]

E 中書御子息様御一兩人 [13.12.16]・又七殿御兄弟三人 [12.17]・御息様 [12.18]・
 中書御息様 [12.22] (E は子息たちが年末に疱瘡を患った一連の記事)

F 又七殿御兄弟 [14.10.4 10.7] 御兄弟 [10.5 10.9] 又七殿 [10.6 10.7 ③]

子息の元服以前は所帯主本位の記載である。A「御〇〇様」は主君とは異なる意味合い、即ち未成年児童対象としてのそれと判断される。B 元服後の例 (→第 9 節前掲 C)

C 元服後、D「又七殿」表記が現れる。又七は正確には又七郎であり、その省略形か。「豊臣秀吉高麗陣陣立書」(『日向古文書集成』609 頁 昭和 13 年宮崎県編) その他に「嶋津又七郎【豊久】」とある。日記に又七郎殿 (～様・～殿様) なる用は無く、島津宗家の又一郎兄弟に比べて待遇は概して軽い。省略形の記載は父親家久が呼んだ「又七」を日記に直写したものか。後代における「半七」・「又七」の類が世に多いこと周知に属す。

E 師走に疱瘡を病んだ折には概ね親本位の記述に復し、F 兄弟が親元を離れて宮崎方面に赴いた条、弟を含む場合でもやはり兄本位の記載である (→第 11 節⑤座席席次)。

11. 家久次男東郷重虎について（前出、兄豊久との重複分を除く）

天正十二 1584 年十二月、次男鎌徳丸は佐土原の東郷重尚の養子となることが決定。

① 出仕如常、中書公御次男東郷殿ニ御定被成候、其御祝言御申也、 [12.12.3]

② 先日佐土原へ参候刻、御面談…、拙者娘之事、御次男ニ御似合にて [13.8.26 縁談]
（家久、覚兼の娘を次男に望み、島津義久これを許可 [13.10.17]・関連記事 [10.11]）

③ 従佐土原、東郷殿御使とて被来候、……、意趣、忠棟以媒介、拙者娘、東郷殿重縁定
候御祝也、折三対、樽二荷、拙者へ太刀・織物一、内へ織物一、娘へ織物一重、恭安
へ片色一、……（人々に祝儀品）…… 新房へ木綿一、此分也、 [13.12.9 結納]

④ 此日、従東郷殿、娘へはこ板給候、…… へにむくりうなど也、 [13.12.25 羽子板]
この外、「鎌殿【鎌徳丸、重虎】御座候間」 [14.2.2]・「東郷殿」 [2.6 2.7] 等見える。

⑤ 又七兄弟が佐土原より宮崎に赴いて、瀬戸山なる人の宿で饗応された際の座席席次を
「御座躰、主居又七殿・拙者・東郷刑部少輔、客居東郷殿・本田越後守・…… 柏原周防
介など也」 [14.10.7] と記して兄弟間に席次の待遇差がある。なお、会議や酒宴が日記に
頻繁に現れて、日記解読上、特に下座の席次は人間関係の理解に参考となることがある。

又七兄弟の補足、兄の元服は以上から明らかであるが、弟は「鎌殿」などと見え不明。

参考「新納武州孫、元服候、…… 此日、新武、孫殿同心にて拙宿へ被来候、」 [14.8.22]
なる記載がある。孫の父は「於有馬慮外ニ戦死（覚兼、弔使を派遣）」 [11.6.27]。因みに
又七は慶長五年（1600.9.15）於関ヶ原戦死（島津豊久 31 歳）、重虎は島津に復姓した。

12. 家久の配偶者

A 佐土原へ中書公御帰宅之御祝言、并奥へ年頭之御祝言、敷根越中守殿を以 [11 閏 1.2]

B 早朝、佐土原へ、中書公御二人御帰宅候御祝言ニ参候、… 家久御父子 … 中書公
御父子共ニ御酌被成候、表之御座終候て、奥へ被召寄候、是へも食籠肴にて御酒持参
候、奥にて御酒宴共也、……（薄暮に打立）如宮崎罷帰候也、 [12.8.15]

C 早朝佐土原へ参候、…… 食籠肴にて御酒進覧候、奥へも同前、御談合衆、…（会議
終了）… 御せかい【家久室樺山氏カ】へも、食籠肴にて御酒進覧申候、 [13.12.6]

D …… 佐土原へ参候、衆中皆〴〵同心申候、中書公奥せかいへ、籠肴にて御酒進入候、
中書元日より庖瘡出合候由候て、長野下総守相伴にて御三献給候、…… [14.1.3]

F …… いつの比（家久は京都へ）御打立にて候哉、たそ御内かたの人衆御供させ有へく
候へとも、一向それほとの人なく候、鹿児島よりも余多物詣の御暇申衆候へ [3.2.3]

A・C の「奥」は家久の配偶者と判断して誤りないであろう。C は長い会議記述の末尾
に一行程度「御せかい」云々と見え、冒頭部「奥へも同前」の追記とみられる条である。

D は家久室「せかい」へ贈物の意か。伊東義祐の娘の名（志布志の高城 [3.11.11]）等
は措き、名を表にする例は珍しい。薩州島津家（現鹿児島県出水市）に嫁した義久の娘を
覚兼は、奥 [2.9.1 ②例]・奥 [3.2.24]・御簾中様 [1.1.12] と記す。宗家の娘とその庶流
の配偶者、「奥」は共通乍ら公家大名級の簾中と「せかい」、待遇差は大きいと思われる。

B は厳密には奥の座と配偶者と未分離混然一体の例かとも思われる。

B 「御二人」は御夫婦の意である。覚兼の弟、「此晩、鎌源二人・同名右衛門尉二人此
方へ呼申候、種〴〵酒宴共也、深行ニ各被帰候、」 [13.1.13]、鎌田源左衛門尉（覚兼弟・兼

政) 夫婦と上井兼成夫婦を覚兼のもとに招き云々、夜更に夫々帰宅との例もある。覚兼の父母は「恭安御二人」[12.2.18]、言わば所帯主たる男性名に二人を添え、以て夫婦を表現、この用例が日記中多いが、「拙者夫婦」[11.6.6]の如き珍しい例も僅かにある。

★覚兼自身の妻には内々[12.2.19]や内を使用する。ところで内には応用形を含めて紛らわしい例があるので、ここにまとめておく。即ち内々・内方・内儀の類である。

A 忠棟より使にて、……書状……、彼宿にて書認候、……、内〃状也、[10.12.8]

B 御用候ハ、佐土原へ可参之由申候、兼又御内儀ニ申事候、かこしまより [3.12.16]

C 肝属三郎五郎殿へ御内儀として被仰候、[3.3.23]

これらの内々・内儀は妻ではなく、内輪・非公式情報の謂である。

前掲 F「御内かたの人衆御供」云々は、家久が京都へ登る、室を同伴、その内方即ち腰元の類に解せられるが、次の例、中書家久配下の男性が加世田でラップ共を舞ったとする「先刻於加世田中書内衆乱舞共被申候、」[3.11.1]などと紛らわしく、難儀する F である。

内に関して、他人の妻には「女中」を使用(野州も弥六殿も留守にて候、女中指出被成、[12.2.1])。次の如き伊集院忠棟が義弘を宅でもてなす条があり、覚兼は「女中」を筆頭家老の妻にも用いている。(前言したが主家筋には「御〇〇様」・「奥」待遇である。)

終日御酒宴也、折肴にて御樽御持せ也、已後女中懸御目之時賞翫也、我〃始而忠棟へ参し候間、如恒例籠肴にて瓶子持せ候也、[14.1.9] (女中の用例 [12.12.13] その他)

13. 家久の母【島津貴久室 少納言、家久生母、肥知岡氏】〈刊本索引〉

◎少納言殿【家久生母、本田氏】〈傍註〉へも年頭の御礼、又者中書様御上洛 [3.2.3]

◎伯圃(貴久・故人)さま当所(鹿児島)へ御座候時、少納言殿被召仕候あつまやと申女、…(悪女)… 彼女後悔申候て、又御奉公申度由頻ニ申候間、……、少納言殿へ御侘申候て、又御奉公…、于今少納言との御そはに伊豆と申候て御奉公 [3.12.9]

ほかに三例 [3.2.8・3.11.1 ②例] 少納言の用例がある。全て官途に殿を接尾して待遇は安定する。貴久を「御親様」[2.8.14]と記して妻たる少納言に様を不使用の理由不明。

「少納言」なる呼称を日記に記載するが、男性の官途を用いる理由は実家に従五位下を帯びた男性が存在したか。(未詳、清少納言の類か、例えば義久の官途は修理大夫=従四位下、歳久は左衛門督=正五位上、忠棟は右衛門大夫=従五位下相当と判断される)

14・島津忠長(しまづ・ただたけ)に見る人称表現

島津四兄弟、ことに第三人に対して唐名等を用いて実名を避ける傾向を前に述べた。

以下、その傾向が島津家中、どのような人々にまで適用されるのか調査してみたい。島津忠長(1551—1610)は義久の従兄弟であり、義久の父貴久の弟に尚久、尚久息が忠長である。彼の官途は概ね次の順に現れて表記上のゆれは比較的小さいと判定される。

S 左馬頭殿→Z 図書頭殿→R 麟台(唐名 秘書省の後身)→H 秘書(唐名)

A 官途「左馬頭殿」は天正2年[8.8 ②例]に初見、3年[1.16]頃まで約15例所見。

B 官途「図書頭殿」は4年[8.18]より12年[1.17]まで約45例。後にも約30例現れるが、天正13年2例[閏8.25 9.1]の外、14年[6.8]以降4例現れる。

C「麟台」は11年[1.8]に現れて13年[閏8.15]まで約50例(以後なし)。最多は12年であり、11年に4例、13年に8例を数える。

D「秘書」は13年[9.1]より14年[1.23]まで約50例余りが集中し、それ以前に2例[13.8.15 8.20]、以後に1例[14.9.8]を数え、外には見られない。

この外注意すべき記載を以下挙げる。犬追物文書Bに一例「嶋津図書頭」と見え、頭の下に「忠長」と小書きあり。「中【図カ】書頭殿」[11.9.24]・「二日、如恒、図書頭殿…… 図書(頭 略・脱か)殿」[11.10.2]は誤脱かと思われる。「公」待遇に「座躰、主居忠長公・親貞・白濱防州・拙者……、客居忠棟・」[12.1.21]・「秘書公」[13.10.7]の例あり、肥後表に掲げた禁制の高札に「(覚兼)伊勢守判／(伊集院忠棟)右衛門大夫判／(島津忠長)図書頭判」[12.9.8]とある。忠長を「A 麟台…… B 図書頭殿…… C 麟台…… D 麟御存分ニ…… E 兎角麟より…… F 麟台」[13.8.8]と記すが、DEは短縮省略と思われる。実名は天正4年[8.21]より日記末尾近く[14.9.26]まで67例見出しているが分析は後の課題とする。

15. 島津以久(もちひさ・征久 島津忠将息 義久の従兄弟 大隅清水領主)

犬追物文書BDに「嶋津右馬頭」と見え、頭の下にB「行久」と小書き註記(D無し)があり、官途「右馬頭殿」が天正2年[9.29]より11年[10.15]まで10例現れる。ほか、記述の前後一貫性から「右馬頭殿」を地名「清水」で代替の例が2箇所[2.10.22 10.23]。

右馬頭の唐名【典厩】は天正2年[閏11.11]より14年[10.9]まで38例現われ、うち「様」接尾が4例[2.閏11.19 3.2.10 3.12.20 11.3.7]、「公」接尾が2例[11.10.3 12.9.12]見える。その外「忠【典カ】厩」[2.閏11.20]は誤記と思われる。

前に「公」接尾として中納言公・金吾公・中書公・忠長公・秘書公などを挙げ、ここに典厩公の例を見た。島津宗家以外にその用例が見えるのは、義久の娘婿、島津義虎である。義虎の例を見る。その調査結果を天正2年9月26日用例②回の如き要領で次に挙げる。

結論めくが「殿」接尾の例は無い。「公」接尾が11例、「和泉(泉)」は地名(鹿児島県出水市)による代替、薩州は宗家に対する薩州家の謂にして家名による代替と思われる。「様」・「殿」接尾なく、実名の素表記および「公」接尾による表記が注意される。

A 義虎54例[2.9.2～12.12.28]うち誤記と思われる一箇所を示す。

四日、義虎拙宿へ御出候、由者、武庫様今日義虎へ御礼被成、参候て御会尺御憑之由也、三献参あひ候、【義脱カ】虎より粥被調御持せ也、[11.1.4]

B 義虎公10例[11.1.11 1.12 / 12.4.25 4.26② 4.27 4.30 5.3③(含「虎公」1例5.3)]

C 和泉(含「泉」)27例[2.9.1～11.1.23] (その他「御父子」[12.5.3]②例あり)

D 薩州13例[2.11.12～12.10.24](うち1例「薩州御息」[11.3.29]の眼目は子息)

このうちCDが多いのは管理下とはいえ、宗家を離れた独立の家柄と薩摩北端の地域性故であろう。Aの引用に見る如き実名呼び捨ての理由はなお検討する必要がある。

義虎を公接尾する例を見たが、ここで公の特殊事例を見出した限りで挙げておきたい。

A「忠永公【島津忠辰】」[12.5.6]・B「忠棟公へ武庫様御礼被成、」[11.1.3]・C「拙宿へ礼儀也、珠長公へも礼申候、留守也」[11.1.16]・D「善哉坊之弟子大貳公(宮崎へ)被来候、」[11.閏1.13]、ABCD各1例を日記中に見出しているが、Aは義虎公の子息ゆえると見るも、Bは島津の筆頭家老であり問題があるが「公」使用の臨界点と見るべきか。それにしては(後述)実名の素表記が多すぎる。CDへの「公」使用は非と見るべきであり、別の用法を考える必要がある。C 珠長は連歌師であり、覚兼は医師・連歌師などに接尾待

遇する例を上記 C 以外しないこと、D 善哉坊は日向東諸懸郡深年の修験山伏であるが、師の善哉坊に「公」等の接尾が日記に一切無く、その弟子へのかかる待遇は納得し難い。

公は〈キミ・クン〉でもあるが、平成現在、俗に年配者が青年層を「〇〇クン」呼称するが、これに準じて特殊の別用法と見るべきか。

★本題に戻り唐名の使用は義久の弟達および従兄弟辺り迄が使用の範囲・臨界点かとも思われるが、宗家以外の全くの別人として一人、肝属兼寛をあげておきたい。

彼は天正二・三年頃「肝属三郎五郎殿」[2 閏 11.28 他]として数例見え、のち【霜台】[11.4.5～13 閏 8.13 ②]が 10 例見える(用例的には「肝属弾正忠殿」最多)。「霜台」は弾正台(警察関係)の唐名である。当初、入来院重豊がこの職に就き、「従入来院殿被申候、……、出家・伴呂、共ニ死罪行候、」[2.10.7]との報告もあるが、後の人事異動の片鱗が日記に明らかとなる。同一文書(犬 C)中に肝属兼寛と入来院重豊がそれぞれ「肝属三郎五郎」・「渋谷弾正忠(渋谷の右脇に入来院殿と小書き)」と見え、後に肝属兼寛が【霜台】[前掲 11.4.5]として現れるからである。唐名の使用は肝属兼寛クラスまでか。

なお、肝属氏に「殿」を無接尾の場合、島津義久の発言「三郎五郎のためにならない」を直記した例もあって、研究上、注意とともに他の箇所を解説する参考にもなる。

16. 伊集院忠棟について

忠棟は、義久の老中にして島津家の筆頭家老、言わば覚兼の上役である。日記中に忠棟の名が五百数十例ある。要点の一つは日記前半と後半における待遇表現上の著しい差異、一つは後半部における実名の素表記「忠棟」(ほぼ全例)であって殿などの接尾表現が見られないことである。前半とは天正 4 年 9 月 6 日まで、後半とは天正 10 年 11 月 4 日以降の謂であるが、その間、日記の冊子・紙葉が散逸欠落して調査の妨げである。現存日記 [2.8.1 起筆～14.10.15 擱筆]中の欠落等は、A [3.4.24 後半～3.10.30] 散逸、B [3.11.29～3.12.8] 落丁、C [3.12.28 頃～4.8.15] 欠、D [4.9.7 頃～10.11.3] 散逸の如くである。殊に天正 4～10 年の覚兼老中就任以降分の大幅欠落は残念である。まず★前半を見る。

★伊集院右衛門大夫殿 5 例 [2.8.2～4.8.28]・伊右衛門大夫殿 17 例 [2.8.9～3.12.19 但し 2.10.8・2.11.20「殿」無]・右衛門大夫殿 9 例 [2.8.2～3.12.9 うち 1 例「右衛門尉【衍カ】大夫殿」[3.11.12]、その他省略形で伊大夫殿 2.8.26・9.29*(太*=大)、大夫殿 2.8.29・11.8、伊右 2.8.17・9.2・10.7 等として見える。(「御老中五人」[2.12.21]・御老中・御～衆などは不採扱)・文書の引用では犬追物文書に「嶋津右衛門大夫」[犬 B3.3.16 C3.25 D4.21]、B 嶋津の右脇に「伊集院殿」・夫の下「忠金」と小書き、C 同じく「伊集院」と註記、D 註記なし。前期約 40 例弱所見の表記には無姓や短縮略記の例もあるが、若年奏者時代の覚兼にあつて概ね筆頭家老への、それ相応の待遇表現かと思う。

ところが後半、『伊勢守日記 九』の冊子冒頭は天正十年十一月四日に始まるが、「十一日、……、中書公・伊集院右衛門大夫殿などへ礼儀申候、」・「十二日、中書公御宿へ伊右太御寄合被成候、」とあり、以後、3 例を除き約五百例全てが「忠棟」。3 例を挙げる。

1 「忠棟公」[11.1.3] (→第 15 節、義虎の項参照) 2 禁制高札 [12.9.8] (→第 14 節参照)

3 此日、於殿中 上使御寄合也、御座躰、主居 大守様・伊集院右衛門大夫、客居 上使柳澤殿、次毛利殿使五戒坊・本田紀伊守也、御寄合之様子御湯漬也、[13.2.24]

以上 3 例が例外であるが、例えば人名列挙中「此晩、拙宿にて各へ寄合申候、客居吉利殿、

町田出羽守殿・上原長門守・本田刑部少輔、主居忠棟・吉田美作守・拙者・伊知地〔伊地知〕越中守也、〕〔13.10.14〕、その人だけが殿も官途も無い実名の場合、違和感がある。

初期の日記に比べて、後期、ある種、異様の人名一貫表記の存在を指摘しておきたい。
(現宮崎市内の曾井城・比志島義基と忠棟の関係をテコに考えるべきか)

17. 中央と地方

島津宗家中心部の人々に「様」接尾の例が多いが島津圏外ではどうか。様接尾は○公方様前將軍足利義昭と下記 ABC 撰閥貴族近衛家とに対して使用されている。

○「中国へ御座候 公方様・毛利殿へ使僧ニ被指登候、」〔11.2.24, 他 12.2.14 14.8.17〕

A 近衛殿様〔11.3.4〕・〔14.3.18〕(参考覚兼『伊勢守心得書』に「近衛殿御使」例あり)

B 御家門様〔11.3.16 他 5 例〕・C 大御所様〔14.1.23〕・近衛殿大御所様〔14.3.18〕

BC『三内口決』*8(「一御所。本所。御方等之事。」の項 55 頁)にこう記す。

○家門ト称候ハ五撰家*之儀ヲ於公界称之候。 清華**以下之諸大臣家ヲバ於其家称家門候。(参考 *近衛九条二条一条鷹司、**撰閥家に次ぎ大臣家の上に位する家)

○御所。是ハ大臣家以上之家。執其主人之故 家僕等称之候。公界へ不出事候。

『三内口決』によれば、公界(くがい)即ち私の世界に対する共同世界、いわゆる世間において「家門」の称を認められる家が撰政閥白家であり、清華家以下ではその家において私にこれを称するという(近衛家事務官は「御家門御殿」〔14.3.18〕と称している)。

18. 秀吉と島津家 義久宛て〔13.10.2 付〕秀吉書状(戦争停止命令)への返書対策会議旧冬羽柴殿より書状到来候、……、羽筑去年関白ニ被任候、然者書状之趣、就 勅詔染筆、(勅命で秀吉は天下平定中)九州事、…(戦争停止せよ)… 双方、可相止弓箭 叡慮候、可被得其意儀尤候、自然不被専此旨候者、急度可被成御成敗候之間、此返答、各為二者一大事之儀候、有分別可有言上候也、〔14.1.23 以下★◎同日〕

思し召しの旨に従って戦争を停止しなければ、きっと成敗を加える、島津には重要な事柄ゆえ熟慮の上、返事せよ、との秀吉の停戦命令の書状の一部である。続いて★こう記す。

羽柴が事は本当に氏素性不明云々と世間で取りざた、島津家は鎌倉以来の伝統的名門云々、尊卑起因の待遇表現に拘泥する。これより前、秀吉は近衛家の押しかけ養子となったが、「関白殿」扱いとは具体的には「殿下」呼称、太閤殿下の類である。殿下は古く三后皇太子の称であったが後には撰政関白級の称となった(平家物語巻第一 殿下(てんが)乗合)。問題は秀吉を関白と認めるか否かであり、会議中「敬称の如何不問」との異見もあったが、実質、関白是認を否定した模様であり、「綸言之輕」と帝批判も見える。

★此御返書、関白殿へにて候へハ、勿論其通に相応之可爲御請候、乍去、羽柴事ハ、寔々無由来仁と世上沙汰候、当家之事者、頼朝已来無楸變御家之事候、然ニ羽柴へ関白殿暖(暖は口偏に愛・あつかい)之返書ハ、笑止之由共候、又如右之無故仁ニ(帝の秀吉に)関白を御免(御免許)之事、只 綸言之輕にてこそ候へ、何と様に被敬(待遇表現)候ても苦かるましき由申人も候、(会議の意見)然者取\ノ也、所詮、細川兵部入道殿へ、付状ニ被認候者可然之由(議決)出合候て、如其候、御報之案以下、返書の案文を日記に載せるが、秀吉への返書における請文(うけぶみ・上級者への了承書)の請文たる部分は否定されて、細川幽齋への付状に島津の考えとして「大友が

攻撃するので島津方としては相応の防戦が必要（即ち停止しない→秀吉島津征伐将来）、秀吉へのとりなししかた細川殿には宜しく」と細川宛付状に記す。◎案文中「関白」を削り「殿下」。信長あつての亡くての秀吉であり、押しかけ養子先の近衛家を出すのも秀吉の気にさわる。デリカシーの問題であり、逆なで案文である。

◎抑依令天下一統静謐、從関白殿九州之銚楯可停止之段、殊更 綸言相加候歟、即属勅命候、隨而、先年以信長公才覚、大御所様【近衛前久】被仰刷、豊薩和平之姿罷成候已来、聊無隔心之处、從豊者度〃愀変雖有之、守右一諾之筋、于今無干戈之催候、然処、頃到向肥（日向肥後）之国境、数ヶ所（大友が侵入）……、如此弥於被執懸者、自今已後之儀等難測候、必畢（畢竟）可及相応之防戦候哉、少も不可爲当邦之改易候、以此旨被成御用捨、宜預御披露候、恐〃謹言、

正月十一日

義久 御判 / 細川兵部入道殿 [14.1.23]

19. 「殿下」の上井覚兼日記における用例（1例）

琉球からの書状 AB 二通 [13.5.8] と C 一通 [13.5.11] を日記に載せる。何れも中国曆「萬曆十二年」（1584.12月）の書状であり、夫々順に A 琉球国王の国書・B 鹿兒嶋奉行御中あて書状・C 「琉球圓覚寺より忠棟へ付状」[5.11] 各一通である。文面何れも島津氏が肥前等を平定したことに対する祝賀であるが、本文末尾のお祝品贈与箇所を引用する。

A 軽微之土宜録于別楮、恐惶不縷、（別に「從琉球国王御進物註文」（目録）あり。）

B（今後も仲良く願う云々）蚕碧糸廿五把・太平布五十端進献之、恐惶謹言、／

（年月日略） 大里／国上／那吳 存珠（朱）印

C 雖輕少之至、明燭百丁（百丁小書き）献之於殿下、宜預御披露、誠恐誠惶頓首再拜／（年月日略）／ 宗長判（宗長の右脇に小書「琉之圓覚寺也」）

右当圓覚寺者、薩州河辺之住僧也、然而渡海候て、于今琉へ堪忍也、[5.11]

これらのうち、B は「琉三司官寄合中」の人々が「右太平布・蚕碧糸、寄合中五人候間、等分ニ被分、」[5.8] と五分分した模様であり、C 「明燭」を「殿下」に献上するとある。順当にゆけば、A は琉球国王より義久へ、B は那吳他→寄合中、C はこれを忠棟に献ずるとなつて「個人的に進上します。琉球および圓覚寺のことを義久様に宜しくお伝え下さい」と解せられる（強引に解すれば「殿下」を義久とする余地もある）。漢文と国文では事情が異なるかとも思うが、かかる「殿下」の存在を指摘しておきたい。

20. 上井覚兼日記の外より見た待遇表現

★（天正十六 1588 年、子息又八郎あて）「島津義弘書状」（大隅加治木・島津家文書*5）

廿四日從大守様御文、伊地知右京亮御書持来、從御料人様も御文共在之、…… 就中日向岡田帳本々のほらす候て笑止迄に候、於于今はノ不用立候はんすれとも、わさと木上差下候き、いそき\（京都へ）のほせ候へと上井へ可被申付候、先々此由可申ため、鎌七郎さしくたし候、将又六月六日関白様御茶湯、…… 兼又義久様、又一郎御いとま之儀兎角未聞候、……（123～126頁）

今どき役立つかどうか判らないが、鎌倉初期の土地台帳、所謂『建久岡田帳』を至急差し出すよう上井に伝えよと又八郎に命じている。その「日向岡田帳」の写しが大日本古文書（島津家文書之一）にあり、「殿下御領鳴津庄（ルビ・テンガ）」（147頁）と見える。

殿下とは近衛家の、嶋津庄とは宮崎県都城市辺りのことである。

(秀吉は都城8万石を忠棟に与えている。而後は都城『庄内軍記(陣記)』参照)

★「新納忠元上洛日記」*5 より次に引く。忠元は、薩摩大口城主、文禄三年(1594)当時69歳、義久の重臣である。伊集院忠棟は人質として早々上洛、忠元も人質か、それとも中央との折衝か。

大口発[4.12]→飯野→13野尻→14あや→15佐土原天神町→16徳淵(風雨 25出港)→みゝの湊→細嶋→(中略)→伊予国みつくれ湊出航[5.10]→野嶋→備後鞆
同十日にみつくれの泊をいたし、野嶋とやらん昔は盗船を立ける所なれ共、殿下様(秀吉 刊本註)の御徳にて今は上下の船心安く侍りなから、沖中にいかりをおろして舟に明し侍てよみ侍る。(230~231頁 以下、和歌などあり)

「殿下様」は「先生様」の如く待遇が過剰か。忠元は前の会議[14.1.23]に無関係ながら「殿下」と呼ぶには時期が遅すぎた。歴史に「もし」は無いというが、当初の秀吉の提案通り矛を収めていたならば事は島津に有利に丸く収った。国語の尊卑意識とその表現がことを左右した事例であるかと思われる。

【註】

- 1 大日本古記録 上井覚兼日記 上・中・下(本稿依拠刊本) 下冊所収解題に拠る。
東京大学史料編纂所編・岩波書店 1954.3・1955.12・1957.3
- 2 田中健夫訳注『海東諸国紀』(朝鮮人の見た中世の日本と琉球) 岩波書店 1991.12
- 3 伊勢貞丈著・同書第四・続々群書類従 第七 法制部所収 国書刊行会 1907.7
- 4 藤定房『対州編年畧』三巻・鈴木棠三編・対馬叢書1所収 東京堂出版 1972.6
- 5 九州史料叢書「近世初頭九州紀行記集」所収 九州大学九州史料刊行会 1967.9
- 6 重野安禎・小牧昌業講話『薩藩史談集』島津家歴代一覽表 歴史図書社 1968.11
- 7 国学院大学国語研究会編「国語研究」第25号・金田一京助・大和文庫 1968.3
- 8 三条西実枝(1511-79)著・群書類従(第27輯雑)所収 続群書類従完成会 1931.4
- 9 北川鐵三校注『島津史料集』(第二期 戦国史料叢書6)所収 人物往来社 1966.8
- 10『大口市郷土誌上巻』(303~306頁) 鹿児島県大口市 1981.3(1999.9二刷)

追記 「上井覚兼における待遇表現」と題して、過去二回、下記場で研究発表した。

本稿はこれに一部増補と基礎データ削減などを施したものである。発表の際[2.21]、人々の横の関係如何との早野慎吾氏の質問があり、とりあえず覚兼の旧同僚「伊地知勘もじ」(伯耆守重秀・勘解由左衛門尉)を例にあげて回答した。上下関係が旨となった発表であり、横関係の調査考察には、時や場の推移変化に伴う人称接尾語の変動にも注目する必要があると考えるが、なお今後の課題としたい。 平成十八年(2006)三月記

- 記1 宮崎地域文化研究会・第三回研究発表会 於カリーノ宮崎ガガエイト 2004.12.18
2 みやざき学(代表 戸島信一)第二回研究発表会 於本学部第二会議室 2006.2.21